

仕 様 書

1 委託業務名

熊本市学校給食費等債権回収業務委託（令和8年度～令和9年度）

2 業務目的

熊本市学校給食費及び遅延損害金（以下「債権」という。）について、納付が滞っている者に対して、債権管理及び債権回収業務の専門性及びノウハウを有する弁護士や弁護士法人（以下「受託者」という。）に債権回収を委託することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和10年（2028年）3月31日まで

4 履行場所

受託者の法律事務所及び熊本市（以下「委託者」という。）が承認する場所

5 業務内容

(1) 滞納者への催告業務

債権の滞納者（日常家事の連帯債務者である配偶者を含む。）に対し、文書の送付や電話等により支払いを促し、滞納の理由を調査すること。

また、滞納者が支払いに応じない場合は、委託者と受託者が協議の上で、臨戸訪問を検討すること。

(2) 居所不明者

滞納者が転居等により居所が不明な場合は、居所等の所在調査を実施し、委託者へ報告と共に文書の送付や電話により支払いを促すこと。

(3) 集金業務

ア 滞納者の支払方法は、原則的に銀行振込とする。ただし、銀行振込が困難なときは、対面により徴収すること。

イ アにより滞納者から分割納付の申出があった際は、継続的な納付が見込めると受託者が判断した場合は、滞納者が法的手続きの事実上の猶予を求めるために自主的に差し入れる弁済計画書（以下「分割納付誓約書」という。）を記載させたうえで、分割納付の申し出に応じることができる。

また、分割納付額にあたっては、2年以内を目安にして完納に至ることができるよう滞納者と交渉すること。

ウ イの分割納付誓約書に記載された納付方法に基づき、毎月分割納付金の納付状況を確認するとともに、分割納付を遅滞した滞納者に対して、文書の送付や電話、委

託者と受託者が協議の上で臨戸訪問による催告を行うこと。債権において滞納がある世帯に対し、文書の送付や電話等により支払いを促し、滞納の理由を調査すること。

(4) 入金業務

ア 受託者は、振込により、滞納者から未収金の支払いを受けるときは、当該事務専用の預金の口座（以下「専用口座」という。）で受けなければならない。また、滞納者等から現金書留郵便等による送金又は持参があったときについても、専用口座に速やかに入金するものとする。

イ 受託者は、専用口座を開設した場合は、書面でその旨を本市に届け出なければならない。

ウ 滞納者からの支払いがあった場合は、いったん受託者において集金を行い、当月末日分を翌月 10 日（当該日が土日祝日の場合は翌開庁日）までに、委託者が指定する口座に振り込むこと。

エ 債務者等から受託者へ納付する際に、振込手数料が発生する場合は、債務者等の負担としても差し支えない。

なお、受託者から委託者が指定する口座に振込む際に手数料が発生する場合は、受託者負担とする。

オ 契約期間満了後はただちに専用口座を閉鎖するものとする。

(5) 債権管理

未回収債権について整理し、時効の整理、法的措置の要否や熊本市債権管理条例に基づく債権放棄など適正な管理及び方法等について委託者へ助言すること。

(6) 報告業務

ア 月次報告

回収の実績及び対応等状況については、毎月末時点で締め、翌月 15 日（当該日が土日祝日の場合は翌開庁日）までに月次報告として作成し、委託者に報告すること。

なお、月次報告には、次の内容を記載すること。

(ア) 文書送付及び架電件数

(イ) 分割納付誓約徴取件数

(ウ) 回収不能件数

(エ) 納付件数及び納付金額

(オ) 入金明細書（別紙）

(カ) その他月次報告書に記載する内容及び様式については、委託者と協議の上決定すること。

イ 随時報告

滞納者とのトラブル、苦情等が発生した場合は、随時委託者に報告すること。

報告にあたっては、電子メール又は書面等で報告すること。

ウ 中断報告

債権の回収が著しく困難で、回収業務を断念する場合には委託者に報告すること。

報告にあたっては、回収が不可能となった理由を根拠資料と併せて提出すること。

6 委託対象となる未収金

(1) 委託する歳入の名称及び金額

別紙「対象者リスト」参照（なお、対象者リストは、委託料額に達するまで、必要に応じて更新していくものとする。）

(2) 委託者が複数回催告を行っても入金がない債権で、委託者が受託者へ委託することに適当と判断したものとする。

7 委託者が提供する情報等

委託者が受託者に提供する内容は次のとおりである。なお、提供後に得た新たな情報についても随時提供を行う。

(1) 委託者が提供する情報

ア 滞納者の基本情報（委託者で把握しているもののみ）

氏名（漢字、カナ）、住所、電話番号、未収額

イ その他本業務を実施するうえで、必要となる情報

(2) 提供時期、提供方法

委託者と協議の上、決定すること。

8 個人情報の取扱い

受託者は、当該業務で知り得た内容については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法第57号）に基づき適切な管理を行うこと。

9 委託料等

本業務により受託者に委託した未回収債権のうち、受託者から委託者に納付された額に成功報酬の割合（手数料率）を乗じた額に、消費税等を加算し、1円未満を切り捨てた金額を支払うものとする。

なお、委託料には本業務に必要な設備、人材、機材等の費用及びそれらを準備するための費用、その他一切の諸経費を含むものとする。

1 0 指定公金事務取扱者の名称等の変更に関する事項

指定公金事務取扱者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ変更する日の1月前までに、書面によりその旨を本市へ通知すること。

1 1 指定公金事務取扱者の帳簿保存等の義務に関する事項

- (1) 指定公金事務取扱者は帳簿を備え付け、これに納付義務に関する事項を記載し、保存すること。
- (2) 本市は、指定公金事務取扱者制度の適正な運用のため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定公金事務取扱者に対し、報告をさせることができることとする。
- (3) 本市は、指定公金事務取扱者制度の適正な運用のため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、指定公金取扱者の帳簿書類等その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができることとする。

1 2 指定公金の取り消し事項

本市は、指定公金事務取扱者が地方自治法第243条の2の3の各号に該当する場合は、指定を取り消すことができる。

1 3 その他

- (1) 契約期間満了後、専用口座へ未回収債権が振り込まれたときは、直ちに委託者へ報告し、委託者の指示を仰ぐこと。
そのときは委託料(成功報酬)の対象にはならず、委託者が発行する払込書により、本市に納めなければならない。
- (2) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。